

## 杵築市自主防災組織活性化補助金のお知らせ

### ◎自主防災組織とは・・・・・・・・

市内の行政区等を単位として「自らの地域・命は自らで守る」という自主防災を目的として地域住民により結成される任意の防災組織のことです。

### ◎なぜ自主防災組織が必要なのか・・・・・・・・

災害の大小によりますが、災害が市内広範囲にわたる場合などは市・消防署・消防団・自衛隊などが出動できない場合もあります。このような事態に備えて日頃から地域内で、避難場所や避難経路の確認、資機材の整備や訓練を実施し、災害に備えておくことが重要です。

平成7年に発生した阪神淡路大震災では6,434人の方がお亡くなりになった一方で2万～2万5千人の方々が倒壊した家の下や転倒した家具の下敷きになった状態から隣近所の人たちによって救出された事が明らかになっています。

### ◎なぜ自主防災組織に補助金を支給するのか・・・・・・・・

杵築市では平成7年に発生した阪神淡路大震災の教訓から、平成7年から9年にかけて旧杵築市・旧山香町・旧大田村で自主防災組織が結成され、現在90パーセントを超える結成率となっています。

しかしながら、実際の災害を想定した訓練は年1回にも満たない組織がほとんどです。

このような事態が長期化すれば実際の災害の際には自主防災組織が機能しないことが予想されます。また、これらの事態を招いた原因として主に「どのような訓練をすればよいかわからない」や「訓練にどのくらい経費がかかるかわからない」などの様々な原因が考えられます。このような原因を解消すべく、訓練内容に対しての助言や訓練にかかる経費の補助、そのほか今後、自主防災組織を維持・継続していくために重要な資機材購入にかかる経費についても補助対象として補助金を支給します。

### ◎補助の内容は・・・・・・・・

#### ①防災訓練事業

防災訓練事業とは下記訓練を2つ以上実施した自主防災組織に対して30,000円を上限として補助金を支給するものです。(30,000円以上は自主防災組織の負担) 1自主防災組織に対して年1回限りです。なお、訓練は自主防災組織を構成する世帯の3分の1以上の参加が必須条件です。

《補助対象となる訓練》

1. 図上訓練（地図上で危険箇所の洗い出しや避難場所・避難経路の確認）
2. 情報収集・伝達訓練（自主防災組織内で情報伝達の確認）
3. 初期消火訓練（消火器等を使用し、消火訓練を行う）
4. 救出・救護訓練（負傷者の救出・救護を行う）
5. 避難誘導訓練（最寄りの避難場所まで避難する訓練）
6. 炊き出し・給水訓練（断水等を想定し、炊き出し・給水を行う）
7. その他防災上必要な訓練

## ②防災資機材購入事業

防災資機材購入事業とはヘルメット、メガホン、スコップ等の防災資機材を購入した経費に対して補助金を支給するものです。

補助内容は補助対象経費の3分の2以内の額で50,000円を限度として支給します。

(但し、1,000円未満切り捨て。)

1つの自主防災組織に対して1回限りです。但し、150世帯以上で編成される自主防災組織で当該自主防災組織の長が希望される場合は2回を限度に支給します。

## ◎補助金の支給を受けるためには・・・

はじめに要綱に従い、杵築市へ自主防災組織の結成・変更の届出をする必要があります。

その後、事業の実施が決定したら以下の流れで補助金を支給します。

≪ 補助金申請から支給までの流れ ≫

①事前の計画に基づいて補助金交付申請書を市に提出します。(自主防災組織 ⇒ 市)



②事前の計画を確認後、補助金交付決定通知書を送付します。(市 ⇒ 自主防災組織)



③実際に実施した事業に基づいて実績報告書を提出します。(自主防災組織 ⇒ 市)



④実際に実施した事業を確認後、補助金額の確定通知書を送付します。

(市 ⇒ 自主防災組織)



⑤確定通知書をもとに補助金交付請求書を提出します。(自主防災組織 ⇒ 市)



⑥補助金を支給します。(市 ⇒ 自主防災組織)

## Q&A

Q1 訓練を実施するのに、まずどこから手をつけてよいかわからない。

A1 訓練を実施するためにはまず、組織内で訓練実施日時を決定していただく必要があります。訓練は必ずしも訓練だけの日程をもうける必要はありません。

既存のイベント(運動会・草刈り・敬老会・文化祭)があればそのイベントに合わせて訓練を実施してみてもいいかもしれません。

Q2 自主防災組織単独では訓練の実施がむずかしい。

A2 いままで訓練を実施したことがない組織については市の防災担当が面接させていただき、地形等から判断し、どのような訓練から優先的に実施をする必要があるのかを一緒に検討させていただきます。

また、訓練内で防災講演会等が必要になれば職員が現地まで出向いてお話しさせていただきます。

お問合せ先

杵築市危機管理課 防災係

TEL 0978-62-1802 (直通)